

議案第 8 号

おいらせ町営住宅管理条例及びおいらせ町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

おいらせ町営住宅管理条例（平成18年おいらせ町条例第145号）及びおいらせ町特定公共賃貸住宅条例（平成18年おいらせ町条例第146号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）等が公布されたことに伴い、債権関係の規定の見直しが行われたため、公営住宅制度及び特定公共賃貸住宅制度に係る引用条項等の所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町営住宅管理条例及びおいらせ町特定公共賃貸住宅条例
の一部を改正する条例

(おいらせ町営住宅管理条例の一部改正)

第1条 おいらせ町営住宅管理条例（平成18年おいらせ町条例第145号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号）」を「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）」に改める。

第11条第1項第1号中「保証人の連署」を「連帯保証人（町内に居住する者であること又は町外に居住する者で町営住宅の入居決定者の三親等以内の親族であるもの。）の署名」に改め、同条第3項中「保証人の連署」を「連帯保証人の署名」に改める。

第18条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「未納の家賃又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づい

て生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第41条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第49条の見出し及び同条第5項中「及び町営住宅管理人」を削り、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

(おいらせ町特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 おいらせ町特定公共賃貸住宅条例(平成18年おいらせ町条例第146号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「保証人(入居承認者と同程度以上の所得を有する者で町長が適当と認めるものに限る。)の連署」を「入居承認者と同程度以上の所得を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人(町内に居住する者であること又は町外に居住する者で特定公共賃貸住宅の入居承認者の三親等以内の親族であるもの。)の署名」に改める。

第15条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「未納の家賃又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第20条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。